

年末年始ごみの収集 日にご注意を！

年末年始のごみ収集は、次のとおりです。

■年内の収集

12月29日(金)正午まで

■年始の収集

1月8日(月・祝)から通常通り収集します。(地区と種類は、収集カレンダーのとおりです。)

■お問い合わせ先

町民課町民生活係
☎47-4681

し尿の汲み取りについて

年内のし尿のくみ取りを希望される方は、12月15日(金)までに(有)上嶋環境営繕(☎47-2037)へ申し込みください。

(受付時間は午前8時から午後5時まで)

なお、年末は申し込みが多くなることが予想さ

れますので、1週間以上の余裕を持って、早めに申し込んでください。

(予約締切以降の申し込みについては、対応できません。)

■年始の汲み取り

1月5日(金)から

■お問い合わせ先

町民課町民生活係
☎47-4681

年末年始に戸籍・住民票・印鑑証明等の交付はできませんのでご注意ください！

年末年始のため12月30日(土)から1月8日(月・祝)まで役場及び吉岡支所は閉庁となります。

この期間中、戸籍・住民票・印鑑証明書・出稼労働者手帳等の発行はできませんので、閉庁期間中にこれらのものを必要とする方は、12月29日

(金)までに役場町民課

窓口又は吉岡支所へ交付請求されるようお知らせします。

なお、本庁舎においては閉庁期間中でも出生届・死亡届等の受付、埋葬許可証は通常通り受付いたします。

■お問い合わせ先

町民課戸籍係
☎47-4681

臨時窓口の開設について

年末年始の休日期間が例年より長期となることから、1月4日(木)の午前中に役場本庁にて臨時窓口を開設いたします。

なお、詳しい内容等については、1月号広報でお知らせいたします。

■お問い合わせ先

総務課総務防災係
☎47-3001

ヘルプマークの配布が始まります！

北海道はヘルプマークの普及に取り組んでおり、各自自治体へ配布がありました。このため、福島町も12月1日(金)から希望者への配布を開始します。

■ヘルプマークとは

援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方が着用することで、周囲の方に配慮を必要とすることを知らせる・援助を得られやすくするためのものです。

■配布対象者

外見からは配慮や援助が必要と分かりにくい方が

■配布方法

配布申込書を記入していただき、窓口でお渡しします。郵送は行っておりません。

■配布場所

役場福祉課又は吉岡支所※数に限りがありますので、申し込み順となります。

■お問い合わせ先

福祉課福祉係
☎47-4682

<ヘルプマーク>



行政書士 川村明雄 事務所

あなたには何人の相続人がおられますか。相続は死亡の瞬間に始まります。子どもさんを持つ親の離婚や再婚の場合、やがて予期せぬ相続が発生します。違法な遺産処理は思わぬ人権侵害や罪に問われることもあります。相続には遺言書が混乱を防ぐ有効な役割を果たします。自らしたためてみましょう。相続人調査、遺産分割協議、公正証書遺言、成年後見、農地転用など、お気軽に相談ください。

TEL・FAX 0139-47-3035
携帯：090-2050-9138
〒049-1331
松前郡福島町字三岳90-21
E-mail: photomitake1945@yahoo.co.jp

川村事務所		
至 函館	国道228	至 松前
コウジの店	ローボきむら	オアシス